



秋田県公報

目 次

議会訓令	ページ
秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議事事務局総務課)	1
教育委員会規則	1
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(二九・教育庁総務課)	1
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(三〇・教育庁総務課)	2
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(三一・義務教育課)	2
秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(三一・高校教育課)	2
人事委員会規則	2
人事委員会規則七 四(扶養手当)等の一部を改正する規則	2
公安委員会規則	2
秋田県警察協議会に関する規則の一部を改正する規則(一六・警務課)	3
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(一七・警務課)	3
監査委員会告示	3
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程	4
(五)	4
公営企業管理規程	4
秋田県企業局企業職員服務規程等の一部を改正する規程(一七・企業局総務課)	4

秋田県議会訓令第二号

事務局 一般

秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年九月三十日

秋田県議会議長 辻 久 男

秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 手当認定員

第五条第二項中「前項第二号から第五号」を「前項第三号から第六号」に改め、同条第五項中「第三号」を「第四号」に、「第一項第四号及び第五号」を「第一項第五号及び第六号」に改める。

第六条中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 手当認定員は、上司の命を受けて、職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関する事務をつかさどる。

第九条第六号を次のように改める。

六 職員の通勤手当の届出に係る事実の確認、額の決定等並びに児童手当の受給資格及び額の認定等に関する事。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(手当認定員の専決事項)
 第九条の二 手当認定員は、職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関する事務を専決することができる。

第十一条の見出し中「課長」の下に「及び手当認定員」を加え、同条中「課長」の下に「又は手当認定員」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年十月一日から施行する。

議 会 訓 令

教 育 委 員 会 規 則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年九月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第二十九号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表秋田県教育庁中央教育事務所の項中「由利本荘市」の下に「にかほ市」を加え、「由利郡」を削り、同条第二項の表秋田県教育庁中央教育事務所由利出張所の項中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三十号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十三の二級地(平成八年一月一日指定)の項中「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に、「」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三十一号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中	仁賀保町		由利郡		にかほ市		を
	員	数	員	数	員	数	
	員	48	員	28	員	4	4
	員	1	員	1	員	0	1
	員	14	員	14	員	1	1
	員	1	員	1	員	0	1
	員	43	員	14	員	3	1
	員	25	員	3	員	0	3
	員	1	員	1	員	1	1
	員	57	員	30	員	8	123
	員	17	員	16	員	3	74
	員	49	員	28	員	1	28

にかほ市 員 105 8 2 8 123
員 67 3 1 3 74
に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三十二号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立仁賀保高等学校の項中「由利郡」を「にかほ市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則七 四(扶養手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四(扶養手当)等の一部を改正する規則

(規則七 四(扶養手当)の一部改正)

第一条 規則七 四(扶養手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「事項を」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は」を加え、「様式の扶養手

手認識簿」を「様式により作成した扶養手認識簿に記録し、又は」に改める。
(規則七 一〇(単身赴任手前)の一部改正)

第二条 規則七 一〇(単身赴任手前)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「事項を」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は)」を加え、「様式の単身赴任手認識簿」を「様式により作成した単身赴任手認識簿に記録し、又は」に改める。

(規則七 三六(通勤手前)の一部改正)

第三条 規則七 三六(通勤手前)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事項を」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は)」を加え、「様式の通勤手認識簿」を「様式により作成した通勤手認識簿に記録し、又は」に改める。

(規則七 六一(住居手前)の一部改正)

第四条 規則七 六一(住居手前)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「事項を」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は)」を加え、「様式の住居手認識簿」を「様式により作成した住居手認識簿に記録し、又は」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第16号

秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 9 月30日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察署協議会に関する規則(平成13年秋田県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「秋田県象潟警察署協議会」を「秋田県にかほ警察署協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

秋田県公安委員会規則第17号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 9 月30日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県警察の組織に関する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2象潟警察署の項を次のように改める。

にかほ警察署	仁賀保警察官駐在所	にかほ市平沢字舟橋30番地	にかほ市のうち 院内、小国、釜ヶ台、芹田、田爪、冬頭、馬場、平沢、三森、高前寺
	仁賀保南警察官駐在所	にかほ市中三地字橋本101番地	にかほ市のうち 伊勢居地、寺田、中三地、畑、樋目野、水沢
	金浦警察官駐在所	にかほ市金浦字岡の谷地160番地6	にかほ市のうち 大竹、黒川、金浦、飛、前川
	小砂川警察官駐在所	にかほ市象潟町大須郷字大道下40番地66	にかほ市のうち 象潟町洗釜、象潟町大砂川、象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町小砂川、象潟町関、象潟町西中野沢

別表第3象潟警察署の項を次のように改める。

にかほ警察署	にかほ市のうち 象潟町、象潟町小港、象潟町大飯郷、象潟町長岡、象潟町本郷、象潟町横岡
--------	---

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に象徴警察署に勤務する職員は、別に辞令を發せられないときは、にかほ警察署に勤務を命じられたものとする。

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第五号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年九月三十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

告示第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「各号」を削り、同条第三項中「各号」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職員の通勤手当の届出に係る事実の確認、額の決定等並びに児童手当の受給資格及び額の認定等に関する事。

第五条第四項中「各号」を削る。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「各号」の下に「に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 告示「秋田県監査委員」の文字及び毎年一月一日からの一連番号

二 告示以外の行政文書「監委」の文字及び毎年四月一日からの一連番号

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(補助執行)

第九条 秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)第四条第二項に規定する総務事務センターの長(以下「センター長」という。)その他の総務事務センターの職員は、職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関する事務を補助執行するものとする。

2 センター長は、前項に規定する事務を専決することができる。

3 前項の規定によりセンター長が専決する事務について、センター長が不在のときは、総務事務センターの当該事務を所掌する班の班長が代決することができる。

別表第一中「第九条」を「第十条」に改める。

別表第二中「第十条」を「第十一条」に改める。

- 附 則
- この規程は、平成十七年十月一日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局企業職員服務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 大 嶋 直 樹

秋田県公営企業管理規程第十七号

秋田県企業局企業職員服務規程等の一部を改正する規程

(秋田県企業局企業職員服務規程の一部改正)

第一条 秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(職務免除承認申請)」に改め、同条中「は、事前に」の下に「電子情報処理組織(職員の服務の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。)」を使用して管理者が指定する電子計算機に備えられたファイルに

所要の事項を記録する方法(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、又は「を加え、「提出して承認を受けなければ」を「提出して管理者に申請しなければ」に、「承認を受ける」を「申請する」に、「速やかに承認を受けなければ」を「速やかに申請しなければ」に改める。

第七条第一項中「ときは、」の下に「事前に電子情報処理組織を使用する方法により、又は所属長の副申を添えた」を加え、「に所属長の副申を添えて」を「を提出して」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「離職届を総務課長に提出しなければ」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は離職届を提出して総務課長に届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る営利企業等に従事することについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第七条の二第一項中「あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加え、「総務課長に提出しなければ」を「提出して総務課長に申請

しなければ」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る団体等の役員等の地位に就くことについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用して当該事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。

第十条中「欠勤届により」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は欠勤届を提出して」に改める。

第十条の二中「について、」の下に「電子情報処理組織を使用して作成し、かつ、所要の事項を記録した電磁的記録又は書面により」を加える。

(秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第二条 秋田県企業局企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「までに、」の下に「電子情報処理組織(職員のサービスの管理に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して管理者が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、又は」を加え、同条第二項中「前項の育児休業承認請求書とともに」を「当該請求の際に」に改め、「様式第二号)を」の下に「所属長を経て管理者に」を加える。

第四条第一項中「所属長を経て」を削り、同条第二項中「届出は、」を「規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により、又は」に、「により」を「を所属長を経て管理者に提出して」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第五条第二項中「育児休業承認請求書又は養育状況変更届の提出」を「第二条第一項(第三条において準用する場合を含む。)の請求又は前条第一項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求又は届出が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、この限りでない。

第十三条第一項中「までに、」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、又は」を加える。

(秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第三条 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「出勤簿」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。))」を、「記入し、」の下に「又は記録し、これを」を加える。

附則

この規程は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄